

1-5 住みやすく人が住み着くまち

- 1-5-1 快適な市街地の形成を進める
- 1-5-2 良好な住宅地の形成を進める
- 1-5-3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる
- 1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる
- 1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる
- 1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる
- 1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる
- 1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる
- 1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる
- 1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる
- 1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める
- 1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる
- 1-5-13 人を大切にするまちをつくる

1-5 住みやすく人が住み着くまち

基本目標 1-5

住みやすく人が住み着くまち

住みやすいまちは、道路や上・下水道などの都市基盤が整っているだけでなく、買い物や職場への利便性、子育て環境、情報の入手のしやすさ、人とのつながりなどの要素が整っていることが必要です。

このため、これまで整備してきた都市基盤や公共施設等を大切に維持・管理することを基本としながら、限られた財源の中で優先順位に基づき必要なものだけを整備していくことが不可欠となっており、自然環境・生活環境の向上を図るための下水道整備や、地域を連絡する幹線道路網、身近な生活道路の整備など、事業の効果を見極めながら計画的な整備を進めます。

一方、我が国の人口は平成 16 年をピークに減少傾向に転じています。今後も生まれてくる子どもはますます減少することが予測され、社会経済の活力や社会保障制度などに深刻な影響を与えていると考えられています。

本市においては、人口減少時代に対応した自治体のあり方を認識しながら、地域の活力を維持するため、少子化や人口流出などへの対策を重要課題の一つとしてとらえ積極的に取り組む必要があります。このため、子育て支援の強化や幼児教育を含めた教育改革など、少子化対策の積極的な推進を図るとともに、生活基盤の向上、産業の振興による雇用確保、福祉施策の充実など、あらゆる施策において、人口対策を念頭に、「住んでみたいまち」「住んでよかったまち」の実現に向けた施策の展開を図ります。

個別目標

1-5-1 快適な市街地の形成を進める

にぎわいのある商店街や落ち着いた住宅地など、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めます。

1-5-2 良好な住宅地の形成を進める

地域性を生かし、住み続けることのできる快適な住宅地の整備や、住みやすい住環境への改善を進めます。

1-5-3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる

皆が集まり、買い物がしたくなるような楽しい商業環境の整備に努めます。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

だれもが不自由を感じることなく市内の移動ができるように、道路網や交通機関の充実を図ります。

1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

公園や上・下水道、ごみ処理など都市基盤の整った快適なまちづくりを進めます。

1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる

だれもが必要な情報をいつでも身近で手に入れることができるように、基盤整備を進めます。

1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる

だれもが働きやすく、働く人が労働環境に満足できるよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる

若い世代のニーズに対応した住宅の供給や雇用の開発などを進め、今後の本市を担う若者の定住を促進します。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指し、子育て支援や保健サービスの充実を図ります。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動をすることができるように、教育環境の整備に努めます。

1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める

心身ともに健やかな子どもたちが育つように、世代や地域を越えて皆で見守る体制づくりを進めます。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

介護や保護を必要とする人も社会とのかかわりを持ち、高齢者・障害者が元気に活動できる体制づくりを進めます。

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

性別、信条、国籍などに関係なく、すべての人が互いの人権を尊重するような社会の形成を目指します。

1-5 住みやすく人が住み着くまち



あいさつ運動



地区の運動会

1-5-1 快適な市街地の形成を進める

にぎわいのある商店街や落ち着いた住宅地など、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めます。

現況と課題

本市は、森林・原野が全体面積の約9割を占め平坦部が極めて少ないことから、宅地や農用地などは河岸段丘や山裾の傾斜地などにまで広がっています。また、市街地は、笹子川および桂川沿いに帯状に広がっているため東西に細長く、JR中央本線の6つの駅を中心として分散しています。

このようななか、本市では市街地に隣接する形で、民間等により丘陵地の農地や山林への大規模な宅地開発が行なわれてきましたが、一方で市街地においては、住宅と工業施設・商業施設などの土地利用の混在がみられます。また、地形的な制約等から道路の拡幅など都市施設の整備が進まず、合理的な土地利用がなされていない地区もあります。さらに、道路や排水路など都市基盤が整っていない市街地周辺においても、無秩序に宅地化が進行する可能性もあります。

このため、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、快適な市街地を形成する必要があります。



国道 20 号大月バイパス

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

計画的にまちづくりが進められている

各駅周辺で地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

市民が自分たちのまちづくりにかかわっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・土地利用の推進（1-2-1 再掲）
・都市計画制度の活用

・大月駅周辺の賑わいづくりの推進（1-2-7 再掲）
・各駅周辺整備の推進（1-2-7 再掲）

・都市マスタープランの推進

施策の方向

計画的にまちづくりが進められている

●土地利用の推進(1-2-1 再掲)【企画財政課】

・活力と魅力に満ちた快適なまちづくりを進めるために、経済活動や市民生活に適合した計画的な土地利用の促進を図ります。

●都市計画制度の活用【地域整備課】

・秩序あるまちづくりを進めていく上で、用途地域など都市計画制度を活用し、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

各駅周辺で地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

●大月駅周辺の賑わいづくりの推進(1-2-7 再掲)【産業観光課・大月駅周辺整備室】

・駅前や商店街を中心としたにぎわいづくり事業を推進します。

●各駅周辺整備の推進(1-2-7 再掲)【産業観光課・建設課】

・地域活性を推進するため、大月駅以外の各駅へのアクセス道路の整備を検討します。
・各駅周辺の住民が主体となり、駅周辺活性化のサポーターとしてアイデアを出し合い活性化を進めるしくみづくりを検討します。

市民が自分たちのまちづくりにかかわっている

●都市マスタープランの推進【地域整備課】

・民間の活力を生かしつつ、大月市都市マスタープランに基づいた計画的なまちづくりを進めます。
・大月市都市マスタープランの見直し等、計画づくりや実施にあたり、市民が主体的にかかわる体制づくりを推進します。

1-5-2 良好な住宅地の形成を進める

地域性を生かし、住み続けることのできる快適な住宅地の整備や、住みやすい住環境への改善を進めます。

現況と課題

本市では、自然の中のゆとりある住宅スペースの確保と良好な居住環境の形成を進めるため、都市計画法、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例および大月市開発行為指導要綱に基づき民間宅地開発の適正な規制・誘導に努めてきました。

また、積極的に公営住宅の整備を推進し、現在は市営住宅 16 カ所 674 戸（特定公共賃貸住宅 4 戸を除く）が建設整備されています。しかしながら、昭和 60 年までに建設された住宅が全体の 1/2 を占め、これらの住宅のうち、昭和 50 年までに建設された木造及び簡易耐火造の住宅は既に耐用年数を経過しており、一部の団地では、入居募集を停止する空家政策を実施しています。さらに、昭和 50 年から建設が始まった中層耐火住宅も 3 割近くが耐用年数の 1/2 を経過しています。今後は、老朽化した市営住宅の建て替えや長寿命化型改善等を行い社会情勢の変化に対応した公営住宅を整備していく必要があります。

一方、現在では、住宅地や住環境に対して、災害に対する安全性の確保はもとより、少子・高齢化の急速な進行や価値観、家族形態の多様化などに伴う、さまざまなニーズへの対応が求められています。このため、住環境の整備にあたっては、豊かさやゆとりが実感できるとともに、自然環境に配慮しながら、地域特性や社会情勢の変化に応じたきめ細やかな規制誘導を強化していくことが必要となっています。さらに、市内には空き家も目立ってきており、これらの有効活用策を確立することも必要となっています。

◆市営住宅の現況（平成 23 年 1 月 1 日現在）

（単位：戸・㎡）

地区別団地名		建築年	戸数	構造	敷地面積
初狩町	初狩団地	昭和 42 年	20	簡平	2,797.74
大月町	大月団地	昭和 23 年	8	木造	1,107.56
	花咲団地	平成 10 年	16	中耐	1,847.23
	みどう団地	平成 6 年	20	中耐	1,289.99
	駒橋団地	昭和 30 年～32 年	34	簡平	3,543.73
	仲山団地	昭和 32 年	9	木造	1,652.90
賑岡町	岩殿団地	昭和 43 年	20	簡平	3,202.56
	畑倉団地	昭和 44 年	20	簡平	2,800.24
	浅利団地	昭和 47 年～49 年	26	簡平	9,979.94
	浅利団地	昭和 48 年～49 年	56	中耐	
	石動団地	昭和 57 年～62 年	150	中耐	16,668.00
七保町	下和田団地	昭和 38 年～41 年	44	簡平	5,947.93
猿橋町	殿上団地	昭和 37 年	19	簡平	1,877.67
	梨木ヶ原団地	昭和 39 年～40 年	36	簡平	3,289.59
	アツクメ団地	昭和 53 年～54 年	60	中耐	6,678.00
	恋路団地	昭和 63 年・平成 2 年	60	中耐	8,634.47
富浜町	横吹団地	昭和 51 年～53 年	80	中耐	6,291.49

※ 特定公共賃貸住宅 花咲団地 4戸含む

（資料：建設課）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

安全かつ快適な公営住宅が整備されている

自然と調和した郊外住宅が増えている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・公営住宅の整備・改善

・適切な宅地化の誘導
・個性ある住環境の形成
・住みやすい住宅地の供給促進

施策の方向

安全かつ快適な公営住宅が整備されている

●公営住宅の整備・改善【建設課】

- ・市営住宅長寿命化計画に基づく修繕・改修を行うとともに建て替え等のための空家政策を継続して行います。

自然と調和した郊外住宅が増えている

●適切な宅地化の誘導【地域整備課】

- ・地域特性に応じた良好な市街地を形成するため、開発事業者に理解と協力を求め、開発が市の方針に沿った適正なものとなるよう規制誘導に努めます。
- ・市街地及びその周辺の地域における緑地空間の積極的な保全・創出を図り、緑化などによるまちなみ景観を形成し、ゆとりある快適な生活環境を確保できるよう規制誘導に努めます。
- ・都市計画区域は、用途に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

●個性ある住環境の形成【地域整備課】

- ・地域に適した景観形成や個性ある快適な住環境を保全・創出するため、住民が主体となって指定する建築協定・景観計画の促進を図ります。
- ・建築協定・景観計画の内容について、広報誌・市ホームページへの掲載やパンフレットの作成・配布等により、広く市民に周知します。

●住みやすい住宅地の供給促進【総務管理課(土地開発公社)・地域整備課】

- ・猿橋町桂台地区の住宅開発計画を促進します。
- ・賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地開発については、地価の動向に伴う販売価格の見直しにより販売を促進します。

1-5-3 買い物かしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる

皆が集まり、買い物したくなるような楽しい商業環境の整備に努めます。

現況と課題

近年の商業活動を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化や消費行動範囲の拡大、店舗立地の郊外化、大型店・量販店の進出等により、地域間・商店間の競争が激化し、厳しい状況にあります。

このようななか、本市の中心市街地である大月駅周辺をはじめとする既存の商店街は、地形的な制約から十分な用地確保が難しく、駐車場の整備や安全性・快適性に優れた街路空間整備等、魅力ある商店街づくりを進めることが難しい状況にあります。このため、廃業・休業による空き店舗が急増し、商店街の空洞化が進んでいます。

今後はさらに、インターネットの利用拡大等による流通環境の変化も予想されるため、空き店舗の活用をはじめ、時代の変化に対応した個々の店舗の経営能力の向上や魅力ある商店街づくりを図り、商業活動の活性化を積極的に促進することが必要となっています。

◆商業概況の推移

(単位：店舗・人・百万円)

		平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 21 年
卸売業	事業所数	42	58	42	47	36	40
	従業者数	252	320	236	290	205	158
小売業	事業所数	420	413	393	370	323	284
	従業者数	1,853	1,891	1,867	1,681	1,500	1,371

(資料：平成 19 年までは商業統計調査。平成 21 年は経済センサス基礎調査)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

多くの人で商店街がにぎわっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・空き店舗対策の促進
- ・魅力ある商業集積の促進
- ・各支援団体の育成・強化
(1-3-3 再掲)
- ・歩きたくなる商店街づくりの推進
- ・共同駐車場・駐輪場の確保

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

多くの人で商店街がにぎわっている

●空き店舗対策の促進【産業観光課】

- ・空き店舗の利活用等による商業空間の復活を図ります。
- ・新たな出店者への支援を行います。
- ・まちの活性化に向けた生涯学習や交流の場など、市民の創意工夫に基づく空き店舗の活用を検討します。
- ・駅周辺への魅力ある店舗の誘致を図ります。

●魅力ある商業集積の促進【産業観光課】

- ・個性的な店舗の立地を促進します。
- ・駅周辺へ魅力ある商業集積を図るため、話題性のある新規店舗や不足業種を誘致し、業種・業態の適正配置を図ります。
- ・消費者ニーズを的確に把握し、さまざまな方法による事業者と消費者の交流を促進します。

●各支援団体の育成・強化(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・商工会等支援団体の活動を強化するとともに、経営者意識の高揚や経営相談の充実、研修機会の拡充などを図ります。
- ・地場産業、各組合、商工会および大月短期大学等の連携強化に努めます。

●歩きたくなる商店街づくりの推進【企画財政課・産業観光課・大月駅周辺整備室】

- ・だれもが安心して買い物を楽しめるように、道路や歩道だけでなく、総合的なバリアフリー化を推進します。
- ・街路事業や都市計画事業との組み合わせにより、安全・快適で、魅力ある商業環境づくりを推進します。

●共同駐車場・駐輪場の確保【産業観光課・地域整備課】

- ・共同駐車場・駐輪場の整備拡充や共同店舗と駐車場の一体的な整備を促進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
買い物の便利さの満足度	10.1%	30.0%	12.0%	20%	市内での買い物の利便性を向上し、集客力を高めます。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

だれもが不自由を感じることなく市内の移動ができるように、道路網や交通機関の充実を図ります。

現状と課題

国道 20 号やそのアクセス道路は、通勤・通学の時間帯には慢性的な交通渋滞が発生しているため、国道 20 号大月バイパスの整備が進められ、その一部が供用開始されるなど、その渋滞解消に努めています。今後はさらに、大月バイパスの全線開通や既存の道路基盤を部分改良するなど、効率的な渋滞緩和対策が求められています。

また、市民の生活道路である市道の大部分は、山間部に整備されていることから道路幅員が狭く急勾配な箇所もあり、円滑な交通を確保し緊急自動車の通行を妨げないためにも、今後、計画的な改良・整備を進めていく必要があります。さらに改良にあたっては、歩行者や車椅子、自転車スムーズにすれ違える歩道幅員の確保のほか、傾斜や段差の解消など、高齢者や障害者を含む利用者にとって利用しやすい生活道路として整備していくことが必要です。

電車やバスなどの公共交通機関は、児童・生徒や高齢者の日常生活における交通手段として、また、観光客の移動手段として欠かせないものです。特に、高齢者の外出機会の増加や、障害者の積極的な社会参加の機会の増大のためにも、公共交通機関の役割は年々大きくなっています。さらに近年では、地球レベルでの温暖化防止対策が求められており、その点からも、自動車に比べて輸送効率やエネルギー効率に優れた公共交通機関の利用の促進が必要です。

しかし一方で、自家用車の普及や少子化の進行により、路線バスの利用者数は減少している状況です。このため、本市ではバス路線の維持・存続と、スクールバスの効率的な運行を目指し、平成 18 年 4 月からスクールバスを路線バスに組み入れた「新バスシステム」を導入するなど、その対応を図ってきましたが、路線バスの経営状況は以前厳しい状況にあり、持続可能な生活交通の確保対策に取り組んでいく必要があります。

◆道路の整備状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

（単位：m・％）

		総 数	国 道	県 道	市 道
道路実延長		366,040	57,951	41,281	266,808
構 成 比		100.0	15.8	11.3	72.9
舗 装	延 長	302,213	57,951	41,281	202,981
	舗装率	82.6	100.0	100.0	76.1
改 良	延 長	250,010	44,980	22,173	182,857
	改良率	68.3	77.6	53.7	68.5
自動車交通不能	延 長	33,099	0	0	33,099
	交通不能率	9.0	0.0	0.0	12.4

（資料：国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所、同大和国道出張所、富士・東部建設事務所、建設課）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市内の移動がスムーズにできるようになっている

冬期でも安全で快適に通行できる道路が確保されている

公共交通機関の利用が多くなっている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・幹線市道の整備
- ・生活道路の整備
- ・国道・県道へのアクセス道路の整備
- ・橋りょうの計画的整備
- ・国道・県道整備の促進
- ・松姫トンネル建設の促進
- ・大月バイパス第2工区の推進（1-2-7 再掲）

- ・除雪体制の整備

- ・JR中央本線の運行増発等の要望（1-2-7 再掲）
- ・生活交通の確保（1-2-7 再掲）
- ・中央自動車道バス停周辺整備の促進（1-2-7 再掲）

施策の方向

市内の移動がスムーズにできるようになっている

●幹線市道の整備【建設課】

- ・市街地の幹線市道の整備を図り、交通機能および住民の利便性の向上に努めます。
- ・狭隘で急峻な市道の整備を行い、安全な交通網を形成します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
道路の改良延長	—	—	250,010m	改良延長 3%増/5年	安全な交通の確保と市民生活の向上を図ります。

●生活道路の整備【建設課】

- ・住環境を向上させるため、市民生活に密着した生活道路の整備を推進します。
- ・子どもから高齢者までだれもが安心して快適に利用できるように歩道の設置、電線の地中化など、景観にも配慮したゆとりある道づくりを推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
生活道路の改良箇所数	—	1か所/年	9か所/年	10か所/年	生活環境の向上を図ります。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

●国道・県道へのアクセス道路の整備【建設課】

- ・国道・県道等に接続する幹線市道を整備し、円滑な交通網を確保します。

●橋りょうの計画的整備【建設課】

- ・道路パトロールや老朽化した橋の点検を行います。
- ・調査結果に基づいて耐震補強工事や架け替え等、維持補修を行い、安全性を高め事故防止を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
橋りょう修繕箇所	—	1か所/年	3か所/年	2か所/年	計画的に橋梁の長寿命化を行うことにより、安全な道路網の維持に努めます。

●国道・県道整備の促進【建設課・地域整備課】

- ・国道・県道の危険箇所・渋滞箇所の解消を要望し改良を図ります。
- ・国道・県道に歩行者に優しい安全な歩道の設置を促進します。

●松姫トンネル建設の促進【建設課】

- ・小菅村等への円滑な交通の確保および活発な交流を推進するため、松姫トンネル及び国道 139 号の整備を促進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
松姫トンネル建設進捗率	0%	90%	90%	100%	安全で円滑な交通が確保され、地域間の交流が強化されます。

●大月バイパス第2 エ区の推進(1-2-7 再掲)【地域整備課】

- ・主要幹線道路である国道 20 号の大月市街地における交通緩和を図るため、大月バイパス第二エ区（国道 139 号から大月インターチェンジ間）の早期完成を目指します。
- ・大月バイパスへのアクセス道路について、地域の実情に応じた整備を検討します。

冬期でも安全で快適に通行できる道路が確保されている

●除雪体制の整備【建設課】

- ・除雪対象路線を見直します。
- ・地区内での雪捨て場の確保に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
除雪対象路線の維持	—	—	73路線	73路線	委託業者が減少するなか幹線道路の除雪体制を維持します。。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

公共交通機関の利用が多くなっている

●JR中央本線の運行増発等の要望(1-2-7 再掲)【企画財政課】

- 山梨県、長野県及び両県のJR中央本線沿線市などで組織する「中央東線高速化促進広域期成同盟会」や立川駅から大月駅間のJR中央本線沿線市で構成する「中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会」に参画し、情報交換を行うとともに、普通電車の増発、E電の甲府駅までの延伸などの要望活動を引き続き実施します。

●生活交通の確保(1-2-7 再掲)【企画財政課】

- 高齢者や児童・生徒等の日常生活における交通手段として欠かせない路線バスの利用を広く市民にPRし、さらなる利用を促進します。
- 関係機関や利用者等との連携・調整を図り、持続可能な生活交通の確保対策を検討します。

●中央自動車道バス停周辺整備の促進(1-2-7 再掲)【建設課】

- 中央自動車道の高速バス利用の利便性を高めるため、直近道路から猿橋バス停や笹子バス停までのアクセス道路の改善を図ります。
- 高速バス利用者のための駐車場の整備について検討します。
- 安心して安全に利用できるよう、バス停周辺の安全確保を図ります。



1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

公園や上・下水道、ごみ処理など都市基盤の整った快適なまちづくりを進めます。

現況と課題

快適な生活空間を形成するためには、公園や上・下水道、ごみ処理などの施設やしくみが整っていることが必要です。

このうち公園は、市民にうるおいとやすらぎの場を提供するとともに、環境保全や防災、景観形成など、重要な役割を担っています。現在本市の都市公園*は、岩殿山丸山公園、猿橋近隣公園および山梨県が整備した桂川ウェルネスパークの3箇所があり、合計面積は79.0haとなっています。今後は、バリアフリーへの対応など市民ニーズに応じた施設の拡充・改善を図るとともに、市民との協働による維持管理を検討する必要があります。

一方上水道は、現在、東部地域広域水道企業団による安定した供給を行っています。一方、簡易水道については、平成22年4月現在、市営簡易水道が7ヶ所、地区簡易水道が12ヶ所、小規模簡易水道が8ヶ所となっています。このうち市営簡易水道以外は、集落単位での経営のため事業規模も小さく、施設等の老朽化などに応じた日常の維持管理が困難となりつつあります。このため、東部地域広域水道企業団給水エリア内の簡易水道等については、市民の理解を得ながら企業団への移行を図るとともに、東部地域広域水道企業団の給水エリア外の簡易水道についても、中長期的な整備統合計画を作成し、企業団と協議の上で整備を進めていきます。

下水道については、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業として事業を行っており、全体計画面積681.2haのうち平成22年3月に263.5haに事業認可を縮小し整備を進めています。しかし、本市の地形的条件から、低宅地域からのポンプアップ施設や河川により隔たれた区域からの河川横断による管路整備等に多くの費用が必要となる場合もあり、必ずしも市内全域をこの事業で行うことが効率的であるとはいえません。また、下水道整備区域外では、合併処理浄化槽整備事業も行っており、この2つの事業を効率的・効果的に推進することが必要となっています。

また、ごみ処理については、平成15年度から再資源化物の本格収集を行っており、ごみの減量化と再資源化に努め、除々に減少傾向となっていますが、今後さらにリサイクル運動などを推進し、分別の徹底による資源の合理的・循環的な利用に向け活動を進めていく必要があります。さらに、山間地・林道沿い等へのごみの不法投棄が急増しているため、市内全域にわたり、夜間・休日も含めた不法投棄監視パトロールを強化するとともに、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄防止運動を展開する必要があります。

◆上水道等の普及状況（平成22年度）

	上水道 (企業団：大月市分)	簡易水道
計画給水人口 (人)	24,333	12,375
給水区域内人口 (人)	23,346	7,626
現在給水人口 (人)	19,868	7,626
給水戸数 (戸)	8,234	2,604
給水普及率 (%)	85.1	100.0
施設能力 (t/日)	26,332	3,559
取水能力 (t/日)	27,752	4,110

(資料：東部地域広域水道企業団、生活環境課)

◆大月市公共下水道の状況（平成22年度末）

	全体計画	事業計画（認可）
計画区域面積 (ha)	681	264
計画人口 (人)	22,280	8,417

◆大月市公共下水道普及状況（平成22年度末）

処理区域面積 (ha)	163.1
処理区域内人口 (人)	4,290
処理区域内水洗化人口 (人)	2,692
普及率 (%)	14.8
水洗化率 (%)	62.8

(資料：地域整備課)

*都市公園 国や地方自治体が設置した都市公園法に基づく公園のこと。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

快適な公園が創出されている

緑とうるおいのある空間が創出されている

おいしい水を飲むことができる

生活排水がよみがえっている

ごみが適切に分別・処理されている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・桂川ウェルネスパークの活用促進
- ・岩殿山丸山公園および猿橋近隣公園等の整備

- ・公園および緑地の整備・維持管理

- ・「おいしい水のまち」づくりの推進
- ・簡易水道の経営健全化

- ・公共下水道整備の推進
(1-2-2 再掲)
- ・合併処理浄化槽設置の促進
(1-2-2 再掲)

- ・排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及(1-2-3 再掲)
- ・ノーボイ・持ち帰り運動の推進
(1-2-3 再掲)
- ・市内廃棄物処理方策の検討・促進
(1-2-3 再掲)
- ・不法投棄対策の充実(1-2-3 再掲)
- ・し尿収集業者への適正な指導

1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

施策の方向

快適な公園が創出されている

●桂川ウェルネスパークの活用促進【産業観光課・地域整備課】

- ・住民参加型のイベントを検討しながら、地域の活性化につながるような公園を目指します。

●岩殿山丸山公園および猿橋近隣公園等の整備【産業観光課・社会教育課】

- ・大月市のシンボルである岩殿山丸山公園とふれあいの館の適切な維持・管理を行い、市民に憩いの場を提供します。
- ・市民や来訪者が気軽に岩殿山に親しめるように、岩殿山登山道の整備を行います。
- ・猿橋近隣公園の特性を生かし、市立郷土資料館や名勝猿橋とのネットワーク化を推進します。
- ・猿橋近隣公園は、市街地にあると同時に名勝猿橋に近いため、市民の憩いの場と同時に、来訪者との交流の場となる公園の整備を目指します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
岩殿山入込者数	18,000人	20,000人	9,481人	15%増 (10,900人)	登山道等の整備により、登山客の増加を図ります。
名勝猿橋入込者数	87,000人	100,000人	88,400人	15%増 (101,600人)	郷土資料館との連携により、利用者数の増加を図ります。

緑とうるおいのある空間が創出されている

●公園および緑地の整備・維持管理【生活環境課・産業観光課・地域整備課】

- ・老朽化した公園の再整備を行い、市民が安全に利用できる施設の整備を図ります。
- ・地域住民の参画を得ながら、住民ニーズに即した公園・緑地の整備を検討します。
- ・公園やポケットパークの美化及び保全について、アダプトプログラムによる維持管理を推進します。
- ・多くの市民の参加と協力を得るために、市民の共有財産である公園に対する意識を高めます。
- ・花や緑に親しみ、余暇を快適に過ごせるような公園整備を推進します。

おいしい水を飲むことができる

●「おいしい水のまち」づくりの推進【生活環境課】

- ・水道水源林の保全啓発活動等に取り組みます。
- ・現存する水源、施設等の維持管理に努めます。
- ・将来にわたり安全で安心できる水を安定して供給するため、渇水対策（節水の周知）、水道水源の汚染に対する水質保全対策を進めるとともに、施設の耐震化、老朽施設の更新を計画的に進めます。

●簡易水道の経営健全化【生活環境課】

- ・（仮称）簡易水道組合長会議を設立し、各組合長に簡易水道の経営状況、長期施設運営及び水道料金の見直し、起債残高の削減等の財政健全化への理解を深める説明を行ないます。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

生活排水がよみがえっている

●公共下水道整備の推進(1-2-2 再掲)【地域整備課】

- ・桂川流域関連大月市公共下水道事業計画に基づき、市民の快適な生活環境の創出と河川の水質保全を目的として、公共下水道の整備を推進します。
- ・都市計画区域内においては、「公共下水道施設整備事業」として整備します。
- ・都市計画区域外の終末処理場の周辺は、「特定環境保全公共下水道事業」として整備します。
- ・公共下水道の認可区域内における管路整備を早期に達成します。

●合併処理浄化槽設置の促進(1-2-2 再掲)【地域整備課】

- ・集合処理と個別処理の比較検討を行い、あわせて生活排水処理計画の見直しの是非を検討します。
- ・公共下水道整備区域外の公共水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の未設置世帯に対して合併処理浄化槽の設置を促進します。

ごみが適切に分別・処理されている

●排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・市民にわかりやすい「ごみと再資源化物の分け方・出し方」、「分別収集日程表（ごみカレンダー）」の作成に努め、全戸に配布します。
- ・地元勉強会での分別・排出方法の説明を行います。
- ・ごみの散乱防止を防ぐため、ごみステーションの適正な管理についての指導を行います。

●ノーボイ・持ち帰り運動の推進(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・広報による、ごみのノーボイ・持ち帰り運動の啓発を引き続き行います。
- ・市民・事業者・ドライバーなどに対する、ごみ捨て禁止の啓発を行います。
- ・ごみゼロ運動を実施します。

●市内廃棄物処理方策の検討・促進(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・市内事業所、建設工事現場などから発生する産業廃棄物の適切な処理の誘導を推進します。
- ・家庭用生ごみ処理容器および処理機購入者に対し、購入費の一部補助を行い、ごみ減量化を図ります。

●不法投棄対策の充実(1-2-3 再掲)【生活環境課】

- ・市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。
- ・広報による、地域住民の監視の呼びかけを継続します。
- ・募集・推薦等により、不法投棄監視員の拡大を図ります。
- ・県や近隣市町村と連携し、不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。
- ・市内事業所と「情報提供に関する覚書」を結び、防止対策を進めます。
- ・不法投棄防止用看板・防護ネットの設置を進めます。
- ・既存の廃棄物については速やかな撤去に努めます。

●し尿収集業者への適正な指導【生活環境課】

- ・し尿収集業者へ適切な指導を行い、環境衛生の向上を図ります。

1-5-6 情報環境が整ったまちをつくる

だれもが必要な情報をいつでも身近で手に入れることができるように、基盤整備を進めます。

現況と課題

ブロードバンド*環境の整備が進み、通信技術・機器の発達や企業・個人レベルでの情報のネットワーク化など、近年の本市の情報化を取り巻く環境は、生活や経済のシステムを大きく変えつつあります。

ユビキタスネット社会*の実現に向け、情報発信基地となる拠点施設の更なる整備・拡充など、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるようなしくみをつくる必要があります。

一方、現在、県および県内全市町村による共同事業として行政手続きの電子化に向けての取り組みを行っていますが、利用率は伸び悩んでいる状況です。このため、さらに住民等が利用しやすく便利なシステムとなるよう改善していく必要があります。

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

欲しい情報をいつでもどこでも手に入れることができる



◆実現に向けて〔施策〕◆

・情報環境整備の推進

*ブロードバンド 高速で大容量の情報をやり取りすることができる高速通信回線のこと。代表的なものとして、光ファイバーやADSL等による通信網がある。

*ユビキタスネット社会 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

欲しい情報をいつでもどこでも手に入れることができる

●情報環境整備の推進【企画財政課・全課】

- ・情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるようなしくみをつくります。
- ・やまなしくらしネットを活用した情報収集の拡大を図ります。
- ・行政手続き・届出・申請等の電子化を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
施設のインターネット予約	—	5施設	0施設	6施設	利用しやすく、便利なシステムの構築を図ります。

1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる

だれもが働きやすく、働く人が労働条件に満足できるよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

現況と課題

勤労者が快適かつ安心して働くことができる環境づくりを進めることは、勤労者はもとより、地域経済の活性化や人口定着の面からも大変重要なことです。このため、勤労者が文化活動により教養を高めたり、スポーツを通じて健康維持や体力増進を図るなど、生きがいをもって働くことができるような環境づくりが求められています。

本市では東部勤労青年センターを中心として、勤労者に余暇活動の場の提供を行ってきましたが、施設の老朽化、耐震診断に伴う大規模改修の必要性や利用者のニーズの変化に伴い、費用対効果の観点から施設の廃止の検討も必要となっています。

各職場における労働環境については、本市には中小零細企業が多いことなどから、それぞれの特性を十分ふまえ、週休二日制の一層の普及など勤労者福祉の向上を推進する必要があります。また、高齢化の進行や女性の社会進出、産業構造の変化、情報化の進展などにより、就業環境が変化してきており、高齢者や障害者、女性の就業の場の確保など、時代要請に即した新たな対応が求められています。

一方、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害を持った人たちが社会を構成する一員として社会復帰を目指し、地域の中で心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、平成 18 年度に策定した「障害福祉計画」に基づき、養護学校やハローワーク、共同作業所等と連携した雇用対策を計画的に推進する必要もあります。

◆勤労青年センター利用者会員数の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
会 員 数	81	93	93	96	105	98

(資料：社会教育課)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

市内で働く人が労働環境に満足している

若者・女性・高齢者・障害者等も働きやすい労働環境が整っている

◆実現に向けて〔施策〕◆

・ハローワーク等関係機関との連携
・勤労者福祉活動の支援

・障害者の雇用の促進
・中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進

*ノーマライゼーション 高齢者も若者も、障害者も健常者も、あらゆる人々がともに暮らし、ともに生きようとする社会が正常であるとして、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

市内で働く人が労働環境に満足している

●ハローワーク等関係機関との連携【産業観光課】

- ・ハローワーク（公共職業安定所）や産業間との連携により就業機会の拡大を促進します。

●勤労者福祉活動の支援【産業観光課】

- ・労働者の健康維持増進のための施設整備を促進します。
- ・週休二日制の一層の普及などを推進します。
- ・関係機関との連携により勤労者の福祉の向上を目指します。

若者・女性・高齢者・障害者等の働きやすい労働環境が整っている

●障害者の雇用の促進【福祉課】

- ・障害者雇用連絡会議の活用や、ハローワーク（公共職業安定所）との連携により、ジョブコーチ*やトライアル雇用制度*の周知を図り、就労に結びつく指導・支援を行います。
- ・障害福祉計画に基づき、養護学校やハローワーク、就労を支援する事業所等と連携した雇用対策を推進します。
- ・養護学校卒業予定者については、個々の特性に応じた就労支援を推進し、福祉作業所や授産作業所など、法定外福祉施設での実習受入を促進するとともに、企業への一般就労を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
障害者法定雇用率の達成率	—	100%	93%	100%	障害者法定雇用率の達成と、雇用義務のない規模の事業者（従業員56名未満）についても雇用促進を図ります。

●中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進【産業観光課】

- ・中高年齢者の豊富な経験を発揮できる雇用の場の創出と雇用機会の拡大を図ります。
- ・行政による優遇措置など企業に対するPR活動を推進します。
- ・一般企業との連携強化により、若者・高齢者等の就業機会の拡大を図ります。
- ・福祉産業の創出を推進し、女性・障害者等の雇用機会の拡大を図ります。

*ジョブコーチ 障害のある人が仕事につく際に、その人がスムーズに就労できるように支援する職員のこと。

*トライアル雇用制度 ハローワークが紹介する障害者や高齢者など特定の労働者を最大3カ月間試行的に雇用して、企業と労働者が相互に適性を判断し、その後本採用するという制度のこと。

1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる

若い世代のニーズに対応した住宅の供給や雇用の開発などを進め、今後の本市を担う若者の定住を促進します。

現況と課題

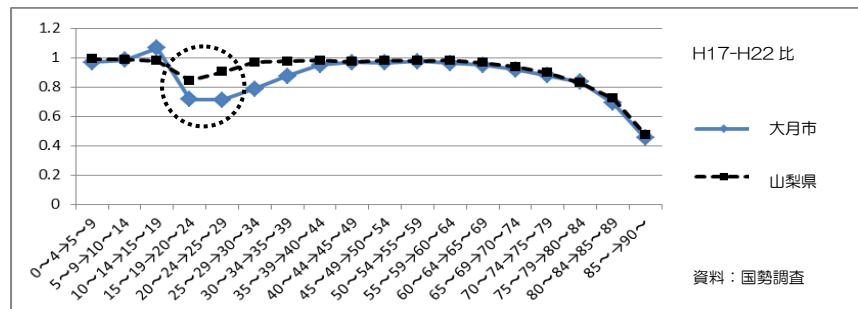
本市は、東京都内への通勤・通学圏に位置しているものの、若い世代の定住があまり進んでいません。その理由としては、市内および近郊に企業が少ないことや、より通勤しやすい場所・生活しやすい場所に住居を求めること、都会生活に憧れている若者が存在することなどが挙げられます。さらに、近年の都心回帰志向、首都圏への人口の一極集中化とあいまって、本市では若者の流出が顕著になり、このことが人口減少の大きな要因の一つとなっています。

このため、若者に就業の場として既存産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致などを進めることが重要な課題の一つとなっています。

また、少子・高齢化の急速な進行や、価値観、家族形態の多様化など社会情勢が変化するなか、若者を引きつけるような魅力ある住環境の整備・改善を図る必要があります。さらに、東京都心および業務核都市である立川市や八王子市などへの通勤・通学の利便性の高い地域であることを生かせるよう、駅などへのアクセスのための交通網の整備を図る必要があります。

●年代別にみた人口の変化

※同じ年代の人数が5年後にどのように変化したかの割合。同じであれば「1」。
大月市の場合、10代後半の人が約3割減っている。



個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

魅力ある職場が近くにある

働く場・学ぶ場へのアクセスが便利になる

比較的良好な条件の場所に安く住むことができる

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・工業適地の確保（1-3-3 再掲）
- ・企業誘致の推進および誘致企業への支援（1-3-3 再掲）
- ・若者の就職支援（1-3-3 再掲）

- ・幹線市道の整備（1-5-4 再掲）
- ・国道・県道へのアクセス道路の整備（1-5-4 再掲）
- ・国道・県道整備の促進（1-5-4 再掲）
- ・生活交通の確保（1-2-7 一部再掲）

- ・公営住宅の整備・改善（1-5-2 再掲）
- ・住みやすい住宅地の供給促進（1-5-2 再掲）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

魅力ある職場が近くにある

●工業適地の確保(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・廃業・撤退により遊休化した工場用地の有効活用を促進します。
- ・地形的特性を考慮した新規工場の計画的な配置を検討します。

●企業誘致の推進および誘致企業への支援(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・情報ネットワークの整備により、新たな企業立地を支援します。
- ・自然環境を生かした環境産業の誘致を検討します。

●若者の就職支援(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・山梨県と連携し、若者の就職活動を支援します。

働く場・学ぶ場へのアクセスが便利になる

●幹線市道の整備(1-5-4 再掲)【建設課】

- ・市街地の幹線市道の整備を図り、交通機能および住民の利便性の向上に努めます。
- ・狭隘で急峻な市道の整備を行い、安全な交通網を形成します。

●国道・県道へのアクセス道路の整備(1-5-4 再掲)【建設課】

- ・国道・県道等に接続する幹線市道を整備し、円滑な交通網を確保します。

●国道・県道整備の促進(1-5-4 再掲)【建設課・地域整備課】

- ・国道・県道の危険箇所・渋滞箇所の解消を要望し改良を図ります。
- ・国道・県道に歩行者に優しい安全な歩道の設置を促進します。

●生活交通の確保(1-2-7 一部再掲)【企画財政課】

- ・関係機関や利用者等との連携・調整を図り、持続可能な生活交通の維持確保方策を検討します。

比較的良好な条件の場所に安く住むことができる

●公営住宅の整備・改善(1-5-2 再掲)【建設課】

- ・市営住宅長寿命化計画に基づく修繕・改修を行うとともに建て替え等のための空家政策を継続して行います。

●住みやすい住宅地の供給促進(1-5-2 再掲)【総務管理課(土地開発公社)・地域整備課】

- ・猿橋町桂台地区の住宅開発計画を促進します。
- ・賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地開発については、地価の動向に伴う販売価格の見直しにより販売を促進します。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指し、子育て支援や保健サービスの充実を図ります。

現況と課題

女性の社会進出に伴い、就労形態の多様化を背景に子育て家庭のニーズは多岐にわたっています。また、核家族化の進展や地域住民間の交流の希薄化等により、地域と子育て家庭のつながりはよわくなっています。このため本市では「子育てしやすいまちづくり」を目指し、次世代を担う子供たちの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの増設や大月市子ども家庭総合支援センターにおいて、子育て情報の提供や相談、親子あそび事業、ファミリー・サポート事業や母子保健の充実を図るため、特に生後4ヶ月までの乳幼児とその母親に対し、月1回の相談機会を設けることや各事業の中で母親同士が交流する機会の提供などの育児支援や関係機関との連携による児童虐待ネットワークを設立し、虐待防止に努めています。

さらに、親子あそび参加者や児童館利用者に呼びかけ「母親クラブ」を設立し、市民による自主活動も支援しています。

今後も、子育ての当事者など地域住民が多様な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行える活動場所の確保・提供をはじめ、子育てに関する情報提供など、子育てサークルの育成や活動支援を継続的に行っていくことが必要です。

◆市内保育所の現況（平成23年4月1日現在）（単位：人・％）

		保育所児童数			職員数
		入所数	定数	入所率	
市立	初狩保育所	47	90	52.2	8
	富浜保育所	70	90	77.8	13
	瀬戸保育所	9	40	22.5	4
	総 数	126	220	57.3	25
私立	真木保育園	42	50	84.0	9
	大月保育園	99	90	110.0	19
	ふたば保育園	57	60	95.0	12
	総 数	198	200	99.9	40

（資料：福祉課）

1-5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

安心して子どもを産むことができる

子どもの健康が保たれている

子育て環境が充実している

地域が子育てを見守っている

保育所（園）や幼稚園でのびのびと
集団生活が身についている

だれもが必要な支援を受けることが
できている（再掲）

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援
- ・出産育児一時金の支給（1-4-2 再掲）

- ・母子保健の推進
- ・子育て支援医療費助成の充実（1-4-2 再掲）
- ・乳幼児期の健康管理の支援（1-4-3 再掲）

- ・子育て支援計画の推進（1-4-1 再掲）
- ・若いお母さんへの支援対策の充実（1-4-1 再掲）
- ・子育て支援体制の充実
- ・ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実
- ・家庭児童相談員による児童養育等への支援
- ・母子自立支援員による母子家庭等への支援

- ・地域ぐるみの見守り体制づくり（1-4-1 再掲）
- ・学校・家庭・地域の連携強化（1-4-1 一部再掲）

- ・保育所および保育園の適正配置の推進
- ・保護者負担金の適正化
- ・私立保育園運営の支援
- ・私立幼稚園運営の支援
- ・保育ニーズに対応した特別保育事業の推進
- ・保育士等の資質の向上

- ・医療費の助成（1-4-2 再掲）
- ・自立支援のための諸制度の充実（1-4-2 再掲）
- ・住宅確保の支援（1-4-2 再掲）

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

施策の方向

安心して子どもを産むことができる

●妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援【保健課】

- ・妊娠届出時からの健康管理および相談・教室等を通して安全・安心が得られるよう支援します。
- ・不妊治療は治療費が高額であることから、このとり支援事業として治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
不妊治療の申請件数	3.5件/年	10件/年	7件/年	10件/年	事業の周知、内容の見直しを行い申請件数の増加を図ります。

●出産育児一時金の支給(1-4-2 再掲)【保健課】

- ・出産育児一時金（国保）を支給することにより、出産に伴う経済的負担を軽減します。

子どもの健康が保たれている

●母子保健の推進【保健課】

- ・子育てに関する意識の高揚、知識の普及を図ります。
- ・乳幼児健診、育児教室などの母子保健事業を充実し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・育児不安の軽減、お母さん同士の交流の機会を増やすなど、安心して子育てができるよう支援します。
- ・子どもが元気で、健康に成長できるよう食育を推進します。
- ・幼児・児童虐待の予防・早期発見・早期支援のための体制づくりを強化します。
- ・軽度発達障害の早期発見と療育・支援に努めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
子育てに自信の持てない母親の割合	45.5%	40.0%	51.6%	45%	不安や悩みを持つことがあっても、楽しく子育てができるお母さんを増やします。 (後期基準値はH19年実施のアンケート結果)

●子育て支援医療費助成の充実(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・保護者の経済的負担を減らし、子育てを支援するため小学校6年生までの医療費の助成を行うとともに、対象内容を検討します。

●乳幼児期の健康管理の支援(1-4-3 再掲)【保健課】

- ・乳幼児健診等を通じて健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、健康増進を図ることができるよう支援します。
- ・心身の発達や健康状態に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関と連携し、支援します。

子育て環境が充実している

●子育て支援計画の推進(1-4-1 再掲)【福祉課】

- ・平成22年度に策定した「大月市地域子育て支援計画（後期計画）」に基づき、子育て支援策を推進します。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

●若いお母さんへの支援対策の充実(1-4-1 再掲)【福祉課・保健課】

- ・核家族化の中で子育てに奮闘する若いお母さんを支援するため、子育て支援の各種手当や助成による支援事業を推進します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て情報の提供や来所・電話・メール等による子育て相談、「親子遊び」、「ファミリー・サポート事業」等により子育てを支援します。
- ・ママパパ学級、乳幼児健診、離乳食教室、発育発達相談など、お母さんと子どもを支援するための各種保健事業を推進します。

●子育て支援体制の充実【福祉課】

- ・次代を担う児童の増加を願い、出生を奨励するとともに子育てを支援するため、子育てに係る諸手当を支給します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターの相談体制の充実を図り、センターが核となり子育て情報の提供、支援事業を実施し、子育てがしやすいまちを目指します。
- ・育児に関する相談の機会の充実を図ります。
- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を推進する学童クラブを充実します。

●ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実【福祉課】

- ・ひとり親家庭に対して、家庭生活の安定や自立の促進を図るため、児童扶養手当の給付・ひとり親家庭医療費の助成を行います。
- ・母子家庭の雇用の安定および就職の促進を図るため、転職や技術、訓練、資格取得に必要な給付金等の支援を行います。
- ・県の母子福祉資金、寡婦福祉資金の優良返済者に対し、利子分を支給します。

●家庭児童相談員による児童養育等への支援【福祉課】

- ・家庭における児童養育及び児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員により、児童相談所、学校等と連携を図り、児童に対する相談指導業務を推進します。

●母子自立支援員による母子家庭等への支援【福祉課】

- ・母子家庭、父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭および寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図るため、母子自立支援員を置き、生活全般についての相談に応じ、自立に必要な情報提供および指導を行うとともに、職業能力の向上および求職活動等就業についての相談指導等を行います。

地域が子育てを見守っている

●地域ぐるみの見守り体制づくり(1-4-1 再掲)【市民課・社会教育課】

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。
- ・犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。
- ・防犯活動団体の育成を図り、地域安全運動を促進します。

●学校・家庭・地域の連携強化(1-4-1 一部再掲)【福祉課】

- ・要保護児童対策地域協議会により、地域全体で児童の虐待防止、健全育成を図ります。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

保育所（園）や幼稚園でのびのびと集団生活が身についている

●保育所および保育園の適正配置の推進【福祉課・学校教育課】

- ・少子高齢化の進行による幼児数の減少に伴い、保育所の適正配置に向けた取り組みを行うことで、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置いた真の保育環境の構築を目指します。
- ・社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応できるよう保育体制の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育所の垣根を取り払い、新たな指針に基づく、幼児教育と保育を推進する、幼保一体化を目指します。

●保護者負担金の適正化【福祉課・学校教育課】

- ・多様化する保育ニーズに応じ、保育所（園）の保護者負担金の適正化を図り、保育ニーズに応じた体制整備と、保育所運営の健全化を図ります。
- ・幼稚園就園奨励費の補助額・補助枠の拡大により、保護者負担の軽減を図ります。

●私立保育園運営の支援【福祉課】

- ・私立保育園の運営に対し助成し、保育の振興に協力します。

●私立幼稚園運営の支援【学校教育課】

- ・私立幼稚園の運営に対し助成し、幼児教育の振興に協力します。

●保育ニーズに対応した特別保育事業の推進【福祉課】

- ・特別保育事業*の導入により、障害児保育および延長保育の充実を図り、働く親を支えることと安心して保育所（園）に預けられるよう体制整備を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
延長保育実施園数	—	—	2箇所	3箇所	働く親を支援するため延長保育実施園数を増やします。

●保育士等の資質の向上【福祉課】

- ・保育士会の研修等により、保育士の資質を高めます。

だれもが必要な支援を受けることができる（再掲）

●医療費の助成(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・子育て支援医療費、ひとり親家庭や重度障害者の医療費の自己負担分の助成を行うことにより、世帯の経済的負担の軽減を図るとともに安心・安定した生活を支援します。

●自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・すべての市民が地域で自立した生活が送れるよう、このとり支援事業、母子自立支援給付金、子育てに係る諸手当、高齢者支援、心身障害者支援、生活困窮者保護などの諸制度を適正に進めます。また、母子・寡婦福祉資金等の県助成制度について情報提供を行います。

●住宅確保の支援(1-4-2 再掲)【福祉課・建設課】

- ・住宅に困窮している低額所得者に、公営住宅を低廉な家賃で提供します。
- ・高齢者および障害者の居住環境の改善に努め、安心・安全な住宅環境の充実を図ります。

*特別保育事業 通常の保育所利用の枠を超えて提供されるサービスのことで、延長保育や休日保育等がある。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動をすることができるように、教育環境の整備に努めます。

現状と課題

次代を担う子どもたちが、自然や伝統を大切に、豊かな人間性や能力・個性を伸ばしていくためには、適正な規模の教育環境の中で、児童・生徒一人ひとりの能力・個性に合った教育の充実を図ることが必要です。

平成 19 年度には、市内に小学校 15 校、中学校 5 校がありましたが、少子化の影響によりいずれの学校においても児童・生徒数の減少がみられ、教育環境面での解決すべき問題が生じていました。

社会の変化に対応した新たな学校づくりを目指すという観点から、学校の規模と配置についての適正化を図る必要があり、平成 17 年度に学校適正配置審議会に小中学校の規模・配置等を諮問して、答申を受けています。平成 18 年度には、この答申を尊重する中で実施計画を作成し、平成 20 年 4 月から計画に基づく統合を実施し、平成 23 年 4 月には、小学校 8 校、中学校 4 校となっています。

大月短期大学附属高校は、開校以来 50 年余り地域の教育養成に応える大きな役割を果たしてきました。しかしながら、中学校卒業生数の減少などを理由に平成 26 年 3 月末日をもって閉校することとなりました。今後、本市の高等教育は、市民の子弟が近在の高等学校で学ぶことができる環境づくりが必要とされています。

一方、高等教育を取り巻く状況についても、大学全入学時代が到来し、学生の 4 年制大学志向等により短期大学離れが進んでいます。また、認証機関による大学評価制度の導入など、新たな取り組みも実施されています。このようななか、大月短期大学では、社会的・経済的効果による地域経済の活性化を図るとともに、人的・知的資源の活用による生涯学習を通じた学習機会の提供やボランティア、社会活動への学生の派遣、教員の持つ専門知識の活用など、地域貢献を積極的に進める必要があります。

◆児童・生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
市立小学校	男	863	830	788	754	692	638
	女	790	719	668	626	605	570
	計	1,653	1,549	1,456	1,380	1,297	1,208
市立中学校	男	459	455	435	424	427	417
	女	457	465	445	441	378	356
	計	916	920	880	865	805	773
県立都留高等学校	男	431	451	458	437	420	408
	女	406	386	375	371	377	347
	計	837	837	833	808	797	755
大月短期大学 附属高等学校	男	201	166	176	163	166	138
	女	260	244	242	250	259	245
	計	461	410	418	413	425	383
大月短期大学	男	151	169	179	148	150	169
	女	299	294	283	297	293	270
	計	450	463	462	445	443	439

（資料：学校基本調査）

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

教育基盤が構築され、教育環境が整っている

ふるさと教育や今日的課題に対応するための特色ある教育ができています

一人ひとりが個性・能力にあった学習・教育を受けている

保護者が望み納得した教育体制で児童・生徒の教育が受けられる

健康的な学校生活を送ることができる

教職員の子どもに対する教育の充実を図ることができる

大月短期大学附属高等学校で、充実した高校生活を送ることができる

多くの入学志願者が大月短期大学を目指している

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・小・中学校の適正規模・適正配置の推進
- ・教育施設整備の充実
- ・地域ぐるみの見守り体制づくり（1-4-1 一部再掲）

- ・ふるさと教育等の推進
- ・国際理解教育の推進
- ・情報教育の推進
- ・環境教育の推進

- ・特別支援教育*の充実

- ・教育相談体制の充実
- ・学校と地域との連携強化

- ・健康教育の充実および保健管理の徹底

- ・教職員の資質・能力の向上の推進
- ・教員宿舎の適切な維持管理

- ・教育課程および教育内容の充実
- ・進路指導の充実
- ・施設設備の計画的な整備

- ・将来構想の検討
- ・広報活動および進路指導体制の強化
- ・短期大学における市民公開講座の充実（1-3-1 再掲）
- ・リカレント教育の推進
- ・施設の計画的な整備

*特別支援教育 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

教育基盤が構築され、教育環境が整っている

●小・中学校の適正規模・適正配置の推進【学校教育課】

- ・少子化の影響で児童・生徒の減少が続くなか、小・中学校適正配置審議会の答申を最大限に尊重し、主に老朽化等による校舎建て替え時期に合わせ、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置き、真の教育環境の構築を目指した適正規模等を考慮して適正配置を進めます。
- ・小学校については、適正規模の観点から段階的に5校体制に編成します。
- ・中学校については、適正規模の観点から段階的に2校体制に編成します。
- ・平成28年4月に予定されている適正配置完了に向け、校名変更の検討を進めます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
小学校の適正規模・適正配置の推進	15校	5校	8校	5校	適正配置、適正規模の推進により、効率的な運営を行います。
中学校の適正規模・適正配置の推進	5校	2校	4校	2校	

●教育施設整備の充実【学校教育課】

- ・学校の適正配置を見据えた中で、校舎及び体育館の耐震化を図ります。
- ・学校の適正配置に合わせて、学校施設、教材備品、パソコン整備等について計画的に整備・充実を図ります。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
小中学校の耐震化率	—	—	63.2%	100%	適正配置、適正規模の推進と並行して小中学校施設の耐震化を図り、児童生徒の安全を確保します。

●地域ぐるみの見守り体制づくり(1-4-1 一部再掲)【社会教育課】

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。

ふるさと教育や今日的課題に対応するための特色ある教育ができている

●ふるさと教育等の推進【学校教育課】

- ・地域の人材を活用し、自然や伝統、文化を大切にし、ふるさとの良さを伝えるふるさと教育や、環境教育を推進します。
- ・人への思いやりの心や道徳心を育む、福祉ボランティア教育、人権教育を推進します。

●国際理解教育の推進【学校教育課】

- ・国際社会の中で、日本人としての主体性（日本人らしさ）を育むため、国語などの基礎的学力の向上を目指します。
- ・英語能力の向上と異文化交流により、国際化に対応できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・小・中学校へ語学指導助手（ALT）を派遣し、小学校においては外国語に親しむ教育の実践、中学校では生きた英会話学習を実践し、国際理解教育を充実させます。

●情報教育の推進【学校教育課】

- ・いつでもどこでも、ほしい情報を簡単に手に入れることが出来る時代ゆえに、情報社会に参画する際のモラルや技術を身につけると共に、情報を選択し活用する力を育てるための教育を推進します。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

●環境教育の推進【学校教育課】

- ・子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちに対し、環境に関する学習と実践の機会を提供します。

一人ひとりが個性・能力にあった学習・教育を受けている

●特別支援教育の充実【学校教育課】

- ・特別支援教育の充実を図り、特別支援学級を設置している学校の設備や備品の整備・充実を図ります。
- ・言葉に障害を持っているため学習に支障をきたす子どもたちに、個々に応じた指導計画の作成指導を行います。
- ・LD*、ADHD*、高機能自閉症*の児童・生徒への支援体制の強化を図ります。

保護者が望み納得した教育体制で児童・生徒の教育が受けられる

●教育相談体制の充実【学校教育課】

- ・乳幼児期からかわり就学指導ができる教育相談室の充実を図ります。
- ・気軽に教育相談を受けることができる専門家の養成に努めます。
- ・保育園、幼稚園、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努め、就学時に保護者が安心できるような体制を整備します。
- ・いじめ、不登校、非行、問題行動などの防止や早急な解決のために、各学校や市の相談機関等に専門のカウンセラーを適正配置し、教育相談体制の整備を図ります。

●学校と地域との連携強化【学校教育課】

- ・学校応援団の設置など、学校と地域の連携を促進する体制を整備します。
- ・あいさつ運動を展開し、明るく礼儀正しい学校づくりに努めます。
- ・学校と地域が連携・協力して行うボランティア活動の推進を図ります。

健康的な学校生活を送ることができる

●健康教育の充実および保健管理の徹底【学校教育課】

- ・健康的な学校生活および円滑な学校運営のため、全児童・生徒、教職員を対象に健康診断を行います。
- ・給食センター栄養士や食育担当教諭を中心とした食に関する教育の推進を図ります。
- ・養護教諭を中心とした計画的、日常的な健康教育・保健指導を展開し、各校の保健課題の解決を図ります。

*LD Learning Disabilities の略。学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

*ADHD Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥／多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

*高機能自閉症 High-Functioning Autism. の略。3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

教職員の子どもに対する教育の充実を図ることができる

●教職員の資質・能力の向上の推進【学校教育課】

- ・教職員の資質や能力、実践的指導を高めるため、県教育委員会や総合教育センターで行われる各種研修会へ参加します。
- ・教職員の自主的研究活動を支援していきます。

●教員宿舎の適切な維持管理【学校教育課】

- ・教職員が学校の近くに仮宿し、地域を理解しながら、子どもたちに大月という地域を題材にした教育に力を入れていけるような、住環境の整備を図ります。
- ・地元教職員の充足率を考慮しながら教員宿舎の配置を見直し、大規模な修繕等の実施により適切な管理運営を行います。

大月短期大学附属高等学校で、充実した高校生活を送ることができる

●教育課程および教育内容の充実【附属高校】

- ・生徒一人ひとりを大切に、規律ある生活習慣を身につけさせ、生徒の自己実現を図るとともに、実力と自信をつけ、進路実現できるよう指導します。
- ・校内情報ネットワークを活用した教育の推進を図ります。

●進路指導の充実【附属高校】

- ・次代を担う有為な人材を育成するため、インターンシップ*の充実を図ります。
- ・短期大学との連携により、生徒が短期大学の授業を受講することで、高等教育が体験できる環境を整備します。
- ・生徒一人ひとりが自ら進路を決め、その実現のために努力する姿勢を育てます。
- ・綿密な指導計画を立て、希望進路の実現を図ります。

●施設設備の計画的な整備【附属高校】

- ・安全で快適な学習のできる環境を整備維持します。
- ・平成 25 年度末の閉校に伴う施設配置（解体）計画を策定します。

多くの入学志願者が大月短期大学を目指している

●将来構想の検討【企画財政課・短期大学】

- ・短期大学として存続するための将来的な発展をめざし、教育の個性化、地域貢献の推進、入学生数の確保を念頭に、「学科の新設」や「経済科におけるコース選択制」などを視野に入れた「将来構想」を策定します。

●広報活動および進路指導体制の強化【短期大学】

- ・年 2 回のオープンキャンパス*や県内外の高等学校への学校訪問など、広報活動を引き続き行います。
- ・今後も負担の軽い修学費用、編入学に強い短大という、大月短期大学の特長を生かす広報活動を進めていきます。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
志願者数	312名	350名	322名	310名	少子化ではあるが魅力ある短大を目指し、志願者数の確保に努めます。

*インターンシップ 学生が在学中に企業などで一定期間自らの専攻や、将来の目標に関連した就業体験を行う教育制度のこと。

*オープンキャンパス 入学希望者を対象として、大学などが行う説明会や学校見学会のこと。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

●短期大学における市民公開講座の充実(1-3-1 再掲)【短期大学】

- 高等教育機関が有するノウハウを積極的に開放することにより、市民との連携のもと、豊かな地域社会づくりに寄与します。
- 市民の多様化・専門化する学習ニーズに応え、特別聴講生や市民へのリカレント教育などにより大学の教育内容を広く提供します。
- 県が主体となって実施している「県民コミュニティカレッジ」の一環である公開講座を積極的に活用します。

●リカレント教育の推進【短期大学】

- 学習機会の提供を積極的に進め、地域に密着した市民の大学として社会貢献活動を推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
特別聴講生数	32名	40名	25名	25名	景気の低迷により余暇に費やす時間が減少しているが、魅力ある講座を開講することにより、特別聴講生（市民）の増加を目指します。

●施設の計画的な整備【企画財政課・短期大学】

- 短期大学の施設整備計画は、現時点では耐震化、バリアフリー化など教育環境の充実と安全性の確保を基本としているが、将来構想に基づく施設整備も検討します。

1-5-1-1 次代を担う青少年の育成を進める

心身ともに健やかな子どもたちが育つように、世代や地域を超えて皆で見守る体制づくりを進めます。

現況と課題

次代を担う青少年が、自主性・社会性を備え、心身ともにたくましく、心豊かに成長することは市民共通の願いです。

しかし、核家族化の進展や少子化の進行、さらには近年の通信技術の発達による情報化の急速な進展などにより、青少年を取り巻く社会環境が急激な変化を見せるなか、青少年非行の凶悪化や低年齢化等が大きな社会問題となっています。

青少年の健全育成には、家庭や地域での豊かな人間関係や変化する社会環境の中でのさまざまな体験が大きな影響を与えます。

したがって、家庭、学校、職場、地域などの生活領域を通して、連携を密にし、それぞれの教育機能をふまえながら、一体となって青少年の指導、育成、保護および更正の各方面にわたった対応を推進する必要があります。

◆スポーツ少年団等チーム数（平成23年4月現在）

	少年野球	ミニバスケットボール	サッカー	剣道	バレーボール	少林寺	柔道	陸上	空手	バトントリック
チーム数	10	6	2	3	1	2	2	1	2	1

（資料：社会教育課）

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

地域が青少年の健全育成をささえている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・地域における青少年の健全育成の強化（1-4-1 再掲）
- ・青少年育成団体の活動の推進と連携強化
- ・青少年環境浄化活動の推進

1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める

施策の方向

地域が青少年の健全育成をささえている

●地域における青少年の健全育成の強化(1-4-1 再掲)【社会教育課】

- ・家庭教育の充実、青少年の地域活動と体験活動の推進、青少年育成環境の充実、青少年育成関係団体の連携などを進め、青少年の健全育成に努めます。

●青少年育成団体の活動の推進と連携強化【社会教育課】

- ・地域の育成会活動と連携し、諸活動を促進しながら指導体制の充実・強化を図ります。
- ・青少年育成カウンセラーの充実・強化を図ります。
- ・地域育成会・各種団体サークル活動などへの支援を行い、これらの活動によって青少年の健全な居場所づくりを推進します。
- ・青少年育成推進員の充実強化を図ります。
- ・地域での見守りウォークを継続的にを行います。

●青少年環境浄化活動の推進【社会教育課】

- ・学校や地域、各種団体との連携を強化し、広く市民の総意を集結した、青少年育成大月市民会議の活動の充実を図ることで、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。
- ・学校訪問等を実施し、情報交換を行うことにより青少年の健全な育成を図ります。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

介護や保護を必要とする人も社会とのかかわりを持ち、高齢者・障害者が元気に活動できる体制づくりを進めます。

現況と課題

介護保険制度においては、高齢化の進展に伴い今後も引き続き要支援・要介護認定者数の増大から介護保険給付費の増加が見込まれます。

このよう中、平成18年4月から制度化された「地域包括支援センター」の役割は、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐことや、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなど多様な社会資源を有機的に結びつけることが課せられています。

また、その一方で高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供することや地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などを基に地域における将来の課題を見据えた予防的対応を図るなど地域包括支援センターを中心とした、関係機関の連携による地域包括ケアの体制づくりが求められます。

一方、障害者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域社会で自立した生活を送るためには、ノーマライゼーションの考え方を基に、福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加への支援を行う必要があります。

また、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年8月に「（仮称）障害者総合福祉法」に改正される見込みであり、その中で障害者等の範囲・定義を見直され、幅広く福祉サービスが利用できるようになります。本市においても、障害者のニーズを把握し必要なサービスを提供できる体制を整えることが課題となっています。

◆市内 65 歳以上在宅者要援護高齢者 (単位：人・%)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者人口		8,238	8,410	8,412
要援護高齢者	寝たきり高齢者	352	324	379
		4.3	3.9	4.5
	一人暮らし高齢者	952	976	987
		11.6	11.6	11.7
	認知症高齢者	496	672	789
		6.0	8.0	9.8

※ 下段%表示は高齢者人口に対して占める割合 (資料：介護課)

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

高齢者が元気に活躍している

介護や保護を必要とする人が社会とのかかわりの中でゆとりをもって生活している

障害者が地域の中で暮らせる環境が整備されている

障害者が自立できる環境が整備されている

だれもが必要な支援を受けることができる（一部再掲）

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・高齢者保健の推進(1-4-3 再掲)
- ・元気な高齢者支援の充実(1-4-1 再掲)
- ・一人暮らし高齢者の生活支援の充実(1-4-1 再掲)
- ・高齢者いきがい産業の育成(1-3-3 再掲)

- ・介護サービス基盤の整備(1-4-2 再掲)
- ・介護サービスの充実(1-4-2 再掲)
- ・公正な介護サービスの確保(1-4-2 再掲)
- ・地域福祉推進体制の確立(1-4-2 再掲)
- ・地域包括支援センターの運営(1-4-2 再掲)
- ・地域包括支援のネットワークの連携強化(1-4-2 再掲)
- ・在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実(1-4-2 再掲)

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・障害者の社会参加の促進
- ・障害者福祉の充実(1-4-1 再掲)
- ・災害時要援護者登録者の拡充(1-4-1 再掲)

- ・（仮称）障害者総合福祉法における障害者等のニーズに基づく認定の実施
- ・在宅介護および支援体制の充実
- ・施設福祉サービスの充実
- ・地域生活支援サービスの充実

- ・社会保障制度の充実(1-4-2 再掲)
- ・自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 一部再掲)

1-5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

高齢者が元気に活躍している

●高齢者保健の推進(1-4-3 再掲)【保健課】

- ・地域包括支援センターと連携し、健康づくり、介護予防に関する知識の普及、意識の啓発に努めます。
- ・基本健診・各種がん検診を実施します。
- ・健診結果等に基づき、生活習慣病予防のための健康相談・健康指導を実施します。
- ・高齢期には、加齢に伴う運動機能の低下、足腰の痛み、生活習慣病の発症などの状態に陥ることが少なくないことから、適切な運動を心がけ、バランスの良い食生活を実践することで、元気な高齢者が増えるよう指導・支援に努めます。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を推進します。
- ・80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つ、8020 推進事業を推進します。

●元気な高齢者支援の充実(1-4-1 再掲)【介護課・保健課】

- ・高齢者がいつまでも健康でいられるよう、初期段階の要介護者を対象に介護予防教室等を開催し、状態の改善、悪化の防止を図ります。
- ・地域の人々が高齢者を敬愛する思想の普及・充実を図ります。
- ・高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、健康教室やスポーツ大会等の開催や、各種スポーツ活動への支援を行います。
- ・高齢者の社会参加や健康づくり・生きがいづくりの増進や外出機会の拡大を図るため、公共交通機関の利用を支援します。

●一人暮らし高齢者の生活支援の充実(1-4-1 再掲)【介護課】

- ・生活の安全確保を図るため、一人暮らしの高齢者への緊急通報システム、配食サービスなど生活支援の充実に努めます。
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への友愛訪問など、ふれあい福祉の推進を図ります。

●高齢者いきがい産業の育成(1-3-3 再掲)【産業観光課】

- ・高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- ・団塊の世代受け入れのための就業機会の拡大を図ります。

介護や保護を必要とする人が社会とのかかわりの中でゆとりをもって生活している

●介護サービス基盤の整備(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・軽度者の要介護状態等の軽減、悪化防止のための効果的な介護予防サービスの提供を行います。
- ・要支援、要介護になるおそれのある二次予防事業対象者および一次予防事業対象者に対し、効果的な介護予防事業を実施します。

●介護サービスの充実(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・地域支援事業や予防給付の実施、高齢者や家族に対する総合相談、虐待防止や早期発見等の権利擁護事業の実施、ケアマネジャーへの支援等を地域包括支援センターが担います。
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス等の事業者の指定を行う地域密着型サービスを実施します。

●公正な介護サービスの確保(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・公正な介護サービスを確保するため、ケアプラン（介護サービスの利用計画）のチェックやケアマネジャーを対象として連絡協議と研修会を定期的実施し、介護サービスの質の向上にも努めます。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

●地域福祉推進体制の確立(1-4-2 再掲)【福祉課・介護課・保健課】

- ・福祉・保健・介護・医療など重層的な地域福祉推進体制を整備します。
- ・地域住民同士が支えあっていく、地域包括ケア体制の支援を図ります。

●地域包括支援センターの運営(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できる限り要介護状態にならないよう予防対策をはじめ、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要な支援を包括的・継続的に行うため、地域包括ケアの中核的な役割を地域包括支援センターが担います。
- ・地域包括支援センターでは、地域における①高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務、②介護予防事業および介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント業務、③高齢者の状態に対応したケアマネジメントを支援する、包括的・継続的マネジメントの支援等を推進します。
- ・地域包括支援センターは市の直轄による運営方式とし、公正・中立性および適切な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会による事業評価を行いながら事業の質的向上を図ります。
- ・高齢化が進むことで要介護者の増加、医療費の増加が見込まれ、その抑制には健康寿命をできるだけ伸ばすことが重要であることから、介護予防事業を推進します。
- ・地域包括ケアマネジメントの提供は、福祉・保健・介護・医療の連携、地域の住民活動などを含めたさまざまな地域資源の統合が必要であるため、その育成・活用を図ります。

●地域包括支援のネットワークの連携強化(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・支援を必要とする高齢者を見出し総合相談につなげるとともに、適切な支援を継続するため、地域におけるさまざまな関係者の地域包括ネットワークの連携を強化します。
- ・高齢者の虐待防止、認知症高齢者の見守りのため、「高齢者の虐待防止・認知症の早期発見ネットワーク」を構築します。
- ・平均寿命の延伸や高齢化が進む中で、だれもが健康で長生きできることを願っており、健康課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、個人の努力と周囲の支援が必要であることから、福祉・保健・介護・医療が連携し、一人ひとりに適したサービスの提供や支援を行うことができる体制を強化します。

●在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実(1-4-2 再掲)【介護課】

- ・要介護高齢者等の生活を支えていくため、在宅サービスだけでなく、在宅から施設入所、施設や病院からの退所、退所後のサービスの一貫性・継続性などさまざまなサービスを継続的、包括的に支援します。

障害者が地域の中で暮らせる環境が整備されている

●福祉のまちづくりの推進【福祉課】

- ・公共施設等特殊建築物のバリアフリー化に努め、高齢者や障害者が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ・「山梨県幸住条例」に基づく福祉のまちづくりを推進します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
バリアフリー等に配慮した施設整備の満足度	—	80%	3.4%	15%	バリアフリー化とユニバーサルデザインの普及を促進し、市民が満足できる生活環境の形成を図ります。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

●障害者の社会参加の促進【福祉課】

- ・社会参加意識の高揚と誘導を図るために、福祉・保健・教育のネットワーク化による相談支援体制の充実に努めます。
- ・心身障害者の障害者福祉サービス事業所等の利用を促進します。
- ・障害者の社会生活を支援するさまざまな施策を推進します。
- ・県や障害者福祉サービス事業所など関係機関との連携を強化し、市内に必要な施設、事業所の設立を支援します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
障害福祉サービスの事業所数	—	—	4事業所	5事業所	障害者に活動の場を提供し、地域での生活を支援します。

●障害者福祉の充実(1-4-1 再掲)【福祉課】

- ・障害者団体の研修事業やサークル活動、手話等のコミュニケーションや通院等の移動支援など、多様な需要に対応できるボランティア組織を育成します。
- ・平成24年度に「第3次障害者福祉計画」を策定し、計画に基づき障害者福祉施策を推進します。

●災害時要援護者登録者の拡充(1-4-1 再掲)【総務管理課・福祉課】

- ・災害時要援護者登録制度の推進により要援護者や地域支援者を記載した登録台帳を整備し、民生・児童委員や地区社会福祉協議会、自主防災組織などと連携して登録者の拡充を図るとともに、災害時の救援活動が迅速に行えるように努めます。

障害者が自立できる環境が整備されている

●(仮称)障害者総合福祉法における障害者等のニーズに基づく認定の実施【福祉課】

- ・障害者等のニーズに基づく認定方法を基本とし、「サービス支給に係るガイドライン（仮称）」に基づいて、サービス利用の支給内容を作成します。

●在宅介護および支援体制の充実【介護課】

- ・介護給付により在宅の障害者への訪問系サービスだけでなく、施設入所者の日中活動や居住の場を包括的に支援します。

●施設福祉サービスの充実【福祉課】

- ・訓練等給付により施設入所者の自立を支援します。

●地域生活支援サービスの充実【福祉課】

- ・障害者が地域の中で安心して暮らせるしくみを整備するため、必要な施策、制度、事業を経済的かつ効果的に構築します。
- ・地域の特性を生かしたサービス体制を整備し、障害者が身近な地域でサービスの提供を受けながら安心して生活できるまちづくりを目指します。
- ・各種障害者団体の文化・教養・スポーツ活動を支援し、障害者の自立と社会参加活動の促進を図ります。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

だれもが必要な支援を受けることができる（一部再掲）

●社会保障制度の充実(1-4-2 再掲)【福祉課】

- ・障害者が自らの能力や適性に応じて、地域で自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、生活支援へのサービスなどを進めます。
- ・サービスの必要な高齢者や障害者への情報提供や生活相談に応じるとともに、福祉サービスを円滑に利用することができるよう関係機関との連携を図ります。
- ・日常生活において常時の介護を要する在宅の身体または精神に重度で永続する障害がある者に手当を支給し、本人および家族の生活の安定を図ります。
- ・障害によって発生する特別な経費負担を軽減するため、各種手当て支給制度を継続して実施します。

●自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 一部再掲)【福祉課】

- ・すべての市民が地域で自立した生活を送るため、高齢者支援、障害者支援などの諸制度の充実を図ります。

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

性別、信条、国籍などに関係なく、すべての人が互いの人権を尊重するような社会の形成を目指します。

現状と課題

近年、女性にかかわる法や制度が整備され、女性の社会進出も着実に広がりを見せています。しかし、男女の地位については、家庭や仕事の場などさまざまな分野で、男女平等が十分実現されていないのが現状です。

また、家庭等での児童虐待や学校での体罰、いじめなどを子どもの人権問題としてとらえ、解決を図ることが望まれています。

このような、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別を解消し、すべての市民が個性ある人間として平等に尊重され、あらゆる基本的人権が守られる社会を築いていくためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、人権に対する認識と理解を深めるために毎月2回の人権相談を実施して市民への啓発活動を行っています。

◆人権相談等の件数

(単位：件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人権相談等の相談件数	137	140	138	137	142	172

(資料：市民課)

個別目標達成のための施策

◆目指す姿◆

すべての人が互いの人権を尊重しあっている

男女が共同して家庭や地域社会を築いている

◆実現に向けて〔施策〕◆

- ・人権を尊重するまちづくりの推進
- ・人権相談活動の充実
- ・人権教育の推進

- ・男女平等意識の確立
- ・男女共同参画社会の促進

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

施策の方向

すべての人が互いの人権を尊重しあっている

●人権を尊重するまちづくりの推進【市民課】

- ・人権意識の高揚を目指し、あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、さまざまな機会を通じて人権意識の普及、啓発に努めます。

●人権相談活動の充実【市民課】

- ・関係機関との連携を図り、いじめや差別についての相談活動の充実に努めます。

●人権教育の推進【市民課】

- ・学校教育については、教育活動全体を通して、差別や偏見をなくす人権尊重の教育を基盤とした人権教育を、児童・生徒の発達段階や地域の実情に即して推進します。
- ・社会教育については、各種の学習機会を通して、人権尊重の意識の普及に努めます。

男女が共同して家庭や地域社会を築いている

●男女平等意識の確立【秘書広報課】

- ・性別役割分担の意識の是正に向けた普及、啓発に努めます。
- ・男女共同参画のための学習機会の提供を進めます。

●男女共同参画社会の促進【秘書広報課】

- ・家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進します。
- ・地域課題や生活課題の解決に男女がともに取り組めるよう、各種活動などへの共同参加を進めます。
- ・女性が働きやすい職場づくりを支援するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の普及を促進します。
- ・仕事と子育ての両立支援を図るため、働き続けることができる環境整備の推進や、子育て後の再就職などの支援に努めます。
- ・大月市男女共同参画プランの検証を行うとともに、見直しを検討します。

指標名	前期基準値 平成17年	前期目標値 平成23年	後期基準値 平成22年	後期目標値 平成28年	指標の考え方
家庭生活において、男女の地位が「平等」と感じる市民の割合	—	—	男性34.3% 女性21.8%	男性60% 女性50%	出前講座や広報活動により、男女が対等なパートナーとしてお互いに認め合いながら家庭生活を営むことができるよう促進します。 (後期基準値はH20年実施の市民意識調査結果)